

四街道市立和良比小学校いじめ防止基本方針

全教職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、和良比小学校の基本理念である「明日を切り拓き、心豊かでたくましく生きる子どもの育成をめざして」のもと、教職員、児童生徒等から幅広く意見を聴取して、『いじめ防止基本方針』を定める。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、人間として許されない、卑きょうな行為である。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめはどの集団でも、どの学級にも、どの児童にも起こる可能性がある深刻な人権を侵害する行為であり、すべての児童に関係する問題であるとの認識から、いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより可能であると考えます。

以上の基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

いじめ防止の基本理念について、全職員が共通理解し、いじめ問題の対応にあたり、説明責任をもち隠蔽や虚偽の説明を行わないこととする。

3 いじめ防止に向けた取組

(1) いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ防止推進委員会」を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。構成員は以下のとおりとする。なお、協議や対応する内容に応じて組織の構成は変化する。

〈構成員〉 校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，教育相談担当，人権教育担当，
養護教諭，学年主任，スクールカウンセラー，特別支援教育コーディネーター，
関係職員

〈開催〉

月1回スクールカウンセラー出勤日等で実施。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、学校全体で暴力や暴言を排除していかなければならない。すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。

そのためには、児童一人一人の自己有用感や自己存在感を高め、認め合える風土を醸成していくこと、いじめの重大性に気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動できる児童の育成が大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

ア 生徒指導の機能を生かしたわかる授業づくり

(すべての児童が参加・活躍できる授業づくり)を行う。

イ 学習規律の徹底を図る。

ウ 学級集団づくり(いじめを許さない、見過ごさない集団づくり)を行う。

エ 社会体験，自然体験，交流体験の充実に努める。

オ 児童会活動の充実に図る。

カ 命の教育，人権教育，SOSの出し方教育，考え，議論する道徳の授業を推進する。

(「『いのち』のつながりと輝き」，いのちを大切にするキャンペーン)

キ 情報モラル(インターネット・メール等)教育を推進する。

ク 学校生活アンケートや教育相談による児童の把握を行う。

ケ 他者とのコミュニケーションを図る能力を育成する。

コ 配慮が必要な児童(発達障害を含む障害のある児童，外国人児童，性同一障害や性的指向・性自認に係る児童)について，教職員が児童個々の特性を理解し，情報の共有を行い，保護者と連携をしながら周囲の児童に対する必要な指導を行う。

サ いじめ防止推進委員会や職員会議を通して気になる児童の把握と共通理解を行う。

シ 4～6年生における交換授業を推進し，複数の教員で児童を見るようにする。

ス 学校生活のすべての場面において，いじめられた時や，周囲でいじめがあった時の対応の仕方や相談方法について指導する。

- セ 「四街道市いじめ撲滅キャンペーン」の期間には、人権標語の作成等を行い、意識の高揚を図る。
- ソ 長期欠席児童や感染症に伴う欠席をしている児童（ワクチン接種等も含む）に係る差別や偏見を生じさせることのないよう、十分な配慮を行う。
- タ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、調査組織を設け調査を行う。また、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、四街道市教育委員会と連携を図り、四街道警察署と相談して対処する。また、重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長に報告する。

(3) いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止する具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、様々な機会を活用して、いじめを防止することの重要性やいじめがあった場合の子どもの変化の特徴について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

4 いじめへの対処に関する取組

(1) いじめの早期発見の取組 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に授業時間以外の児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な面談・相談箱の設置・相談窓口の周知や各種調査・プログラムを併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

○いじめ調査等

いじめが発生した場合、子どもの些細な兆候も見逃さず、いじめを積極的に認知するものとし、速やかに保護者と連絡をとる。その際に、報告した児童が不利益な立場にならないよう配慮する。

- ①四街道市教育委員会指定いじめアンケート及び教育相談アンケートを年3回実施し、結果をもとにそれらをもとに全児童と面談を行う。児童と教師の人間関

係や一人一人の悩み等を把握し、児童との信頼関係を深める。

②保護者に対して年3回四街道市指定のいじめアンケートを実施し、保護者からの状況確認を行う。

※①、②は3年間適切に保管・管理をする。（重大事態の場合は5年）

③保護者との個人面談を年1回（7月）、学級懇談会を年3回実施する。学校での生活の様子や学習の様子を保護者と共通理解できるようにする。

④校内の相談窓口（相談担当者）及び外部相談窓口（四街道市教育委員会教育サポート室、四街道市青少年育成センター、四街道市役所子育て支援課、子どもと親のサポートセンター、いのちの電話、警察など）、について学校便りや保護者宛の配布文書等を活用して周知を図る。

⑤モラールアップ研修など校内研修を充実させ、教師の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを理解する。

⑥過度の競争意識を持たせないよう児童の個性を大切に、長所を生かした指導を取り入れるなどして、ストレスのない学校生活を送れるようにする。

○外部相談窓口への連絡先

四街道市教育委員会教育サポート室	0 4 3 - 4 2 1 - 7 8 6 9
指導課	0 4 3 - 4 2 4 - 8 9 2 5
四街道市青少年育成センター	0 4 3 - 4 2 1 - 7 8 6 7
四街道市役所子育て支援課	0 4 3 - 4 2 1 - 6 1 2 4
四街道警察署	0 4 3 - 4 3 2 - 0 1 1 0
中央児童相談所	0 4 3 - 2 5 2 - 1 1 5 2
子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
24時間子供SOSダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0

（2） 対応・指導

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止推進委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導や保護者への助言など、対応方針を決定し、問題の解消までを行う。なお、関係児童のプライバシーに留意して対応する。

ア いじめを発見した場合（重大事案を含む）は、まず、被害児童の安全確保を最優先し、徹底して守り通すこと。

イ 個人で判断を行わず、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任に報告する。（いつ、どこで、誰が、なにを、どのように 等）。

ウ 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策推進委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を個々に行い、その後の対応方針を決定する。その際は、情報を適切に記録す

る。なお、対応不要であると個人で判断せずに、すべていじめ防止対策推進委員会に報告、相談を行う。

- エ 養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携して対応をすることで、いじめの被害児童のケア、保護者への支援を行い、安心して学校に通学できるようにしていく。また、関係児童のプライバシーに留意して対応する。
- オ いじめをきっかけとして、不登校になった児童については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りながら不登校対策の充実を図る。
- カ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に電話や家庭訪問等で事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
(「学校いじめ防止基本方針」に沿って対応する旨を伝える。)
- キ 観衆や傍観者への指導も継続的に行う。
- ク 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して安全に教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ケ 教育相談箱の適切な利用について指導し、いじめの防止と早期発見に努める
- コ いじめの解消については、国基本方針をもとに必要に応じて他の事情も勘案して行う。また、解消後も注意深く観察していく。解消とは、「いじめ行為がやんでいる状態が3ヶ月継続」、「被害者が心身の苦痛を受けていない」状態を指す。
- サ いじめ対策推進委員会は、「いじめが解消するまでの対策プラン」、「被害児童を支援するための対策プラン」を策定し、実行する。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態とは（法及び国基本方針で定めたもの）

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる
(いじめ防止対策推進法第28条1項1号2号より抜粋)

②重大事態の報告・調査

- ア 重大事態が発生した場合，速やかに市教育委員会に報告し，改めて文書で詳細な報告をする。
- イ いじめ防止推進委員会を招集し，組織的に対応する。内容によっては，弁護士，精神科医，スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するものを加え，警察等関係機関とも連携して調査する。
- ウ いじめ防止推進委員会や生徒指導推進委員会を中心に全校児童や保護者に対してアンケート調査等を行い，事実関係を把握する。
- エ 調査にあたり，国基本方針，県基本方針をふまえるとともに，「いじめの重大事態に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）により適切に実施する。

(4) 公表・点検・評価

いじめの防止等に向けた取り組みについて学校評価等を用いて検証し，保護者・地域にホームページ等で報告する。

また，いじめ防止基本方針を点検する時期を定め，児童，保護者，職員等で評価・分析し改善に努める。

ア 学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公表する。

イ 年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い，これに基づいた対応をとる。

ウ 学校の取組の実施状況について学校評価の評価項目に設定し，PDCAサイクルに基づいて取組の改善を図る。

5 いじめ防止対策年間計画

月	内 容
4	・学校いじめ防止基本方針の読み合わせ ・いじめ防止推進委員会 ・SOSの出し方教育
5	・いじめ防止推進委員会 ・学校いじめ防止基本方針の周知（ホームページ，学級懇談会等）
6	・いじめ防止推進委員会 ・いじめアンケート（児童・保護者） ・教育相談週間
7	・学期の振り返り ・いじめ防止推進委員会 ・いのちを大切にするキャンペーン
8	・いじめ防止推進委員会 ・教育相談研修会 ・特別支援教育研修会

9	・いじめ防止推進委員会
10	・いじめ防止推進委員会 ・いじめに関する研修会 ・いじめアンケート（児童・保護者） ・教育相談週間
11	・いじめ撲滅キャンペーン（人権標語） ・いじめ防止推進委員会
12	・学期の振り返り ・いじめ防止推進委員会
1	・いじめ防止推進委員会 ・いじめアンケート（児童・保護者） ・教育相談週間
2	・いじめ防止推進委員会 ・いじめ防止基本方針見直し
3	・学期の振り返り ・いじめ防止推進委員会

※いじめアンケート及び教育相談アンケートを年3回実施。

※教育相談週間をアンケートに合わせて設定(セクハラ・体罰アンケート含む)。

さらに必要な教育相談は随時実施。